

契約事務取扱要領

契約事務取扱要領（平成23年2月1日施行）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、本市の発注する工事、売買、貸借、請負その他（以下「市発注工事等」という。）の契約に関する事務を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定める。

（入札の参加資格等）

第2条 市長は、宝塚市契約規則（平成22年規則第9号。以下「契約規則」という。）第3条第1項に規定する者のほか、次のいずれかに該当する者の入札への参加を認めない。ただし、せり売り及びそれに準じた物品の売り払い契約を締結する場合は、この限りでない。

- （1） 入札に参加しようとする営業に関し、法律上必要とする資格、登録等を有しない者
- （2） 国税及び宝塚市税に未納の税額がある者
- （3） 工事の請負にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可を受けていない者又は同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

2 次に掲げる場合は、被承継人の営業は承継人に引き継がれるものとし、被承継人が納付した国税等は承継人が納付したものとみなす。

- （1） 相続したとき。
- （2） 個人営業者が会社を設立して、当該会社はその営業権を譲渡し、当該会社の代表社員に就任し、現にその職にあるとき。
- （3） 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- （4） 会社が解散し、その会社の代表社員が営業権を譲り受け、個人営業者となったとき。
- （5） 合併又は分割により、当該営業を承継したとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由があると市長が認めるとき。

（市域内に主たる事務所を有する者の特例）

第2条の2 市長は、本市市域内に主たる事務所を有する者について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する数値に主観的事項に係る点数（以下「主観数値」という。）を合計した数値を加え、又は減じた数値をもって、案件ごとに入札に参加できるかどうかの審査を行うものとする。この場合において、当該数値に1未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

- 2 主観数値は、別表第1のとおりとする。
- 3 市長は、定期又は追加の入札参加資格審査を行う時に、別表第1に掲げる要件を満たすかどうかの審査（以下「主観的事項に係る審査」という。）を行う。この場合において、主観的事項に係る審査を受けようとする者は、宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観数値加算認定申請書及び加点項目に応じた確認書類を提出しなければならない。
- 4 主観的事項に係る審査を受けた者は、入札参加資格を有する限り、当該主観的事項に係る主観数値による第1項の審査を受けることができる。

（業者選定の基本）

第3条 市長は、指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合は、契約規則第16条の規定により入札参加資格者名簿に登載された者（以下「登録業者」という。）のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案し、業者選定を適正に行わなければならない。

- (1) 経営状況
- (2) 労働災害の発生状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 工事成績又は納入成績
- (5) 技術者の状況
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 地理的条件
- (8) 技術的適正
- (9) 前各号に掲げるもののほか、業者選定に関し必要な事項

- 2 市長は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合においても、前項各号に掲げる事項を総合的に勘案して業者選定を行い、見積りを依頼する者を選定しなければならない。
- 3 前項の規定により見積りを依頼する場合において、契約規則第21条に定める額を超えて見積りを依頼するときは、登録業者の中から選定しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（指名業者の数等）

第4条 指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合における指名業者の数は、別表の予定価格の欄に掲げる金額の区分に応じ、同表の指名業者数の欄に定める数とする。

ただし、特殊な業務等で、別表に定める数の指名業者を選定することが困難なとき又は市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第5条 市長は、毎年度発注することが見込まれる設計金額が250万円を超える工事請負契約及び設計金額が50万円を超える工事請負契約に係る委託契約の見通しに関する事項について、速やかに資料を作成した後、契約を締結する日の属する年度の3月31日までの間、契約課、市民資料閲覧コーナー及び市ホームページにおいて公表する。

(予定価格等の公表)

第6条 市長は、入札により工事請負契約又は工事請負契約に係る委託契約（以下「工事請負契約等」という。）を締結しようとする場合において、予定価格及び最低制限価格を設けたときは、その価格を事前に公表し、又は通知（以下「事前公表等」という。）することができる。

2 市長は、工事請負契約等を随意契約により締結しようとするときは、見積りを依頼する者を公募し、又は4者以上選定し、当該契約に係る予定価格を事前に通知するものとする。ただし、見積りを依頼することができる登録業者が4者に満たないときは、見積りを依頼する者の数を4者未満とし、予定価格及び最低制限価格を事前公表等をしないものとする。

3 前2項の規定により事前公表等した予定価格及び最低制限価格は、公表し、又は通知した後、当該契約を締結する日までの間、契約課において閲覧に供する。

4 第1項及び第2項の規定により事前公表等をした予定価格及び最低制限価格は、契約を締結した後、契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日までの間（議会の議決が必要な案件にあっては、仮契約を締結した後、本契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日までの間）、契約課、市民資料閲覧コーナー及び市ホームページにおいて公表する。

5 前各項の規定にかかわらず、公正又は円滑な契約事務の執行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合にあつては、予定価格及び最低制限価格を事前に、又は事後に公表し、又は通知しないことができる。

(入札の中止等)

第7条 市長は、入札を執行した場合における初度の入札において、入札者が1者のときは、当該入札を中止するものとする。ただし、一般競争入札とした案件においては、この限りでない。

2 市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合（特名随意契約により契約を締結しようとする場合又は入札が不調となった後に、随意契約により契約を締結しようとする場合を除く。）において、見積参加者が1者のときは、当該見積合せを中止するものとする。ただし、公募により執行した案件においては、この限りでない。

3 市長は、入札を執行した場合において辞退する旨を記載した入札書があった場合又は随意契約により契約を締結しようとした場合（特名随意契約により契約を締結しようとした場合又は入札が不調となった後に、随意契約により契約を締結しようとした場合を除く。）において辞退する旨を記載した見積書があった場合は、当該入札書及び見積書は有効なものとして取り扱わない。

（入札回数）

第8条 入札を実施する回数は、2回以内とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により予定価格を事前公表等した工事請負契約等の入札を実施する場合は、1回とする。

（再度入札に付し落札者がないときに行う随意契約）

第9条 市長は、再度入札に付してもなお落札者がないときは、有効な入札を行った者から見積書の提出を求め、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 市長は、前項の規定により随意契約の方法により契約を締結しようとする場合で、工事若しくは製造の請負又は物件の買入れ若しくは借入れその他市の支出の原因となる契約を締結しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者と契約を締結することができる。

3 市長は、第1項の規定により随意契約の方法により契約を締結しようとする場合で、物件の売払い又は貸付けその他市の収入の原因となる契約を締結しようとするときは、予定価格以上であって、最高の価格をもって見積りをした者と契約を締結することができる。

4 前2項の規定により契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき価格の見積りをした者が2者以上あるときは、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない本市の職員にくじを引かせるものとする。ただし、電子入札システムを利用した案件の場合は、電子入札システムの抽選機能を用いるも

のとする。

6 第1項の規定にかかわらず、市長は、入札価格と予定価格との差が大きいため、随意契約の方法により契約を締結し難いと認めるときは、当該入札を不調とすることができる。

(見積回数)

第10条 見積りを依頼する回数は、2回以内とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、工事請負契約等を随意契約により締結しようとする場合において、第6条第2項の規定により予定価格を事前に通知したときは、見積りを依頼する回数は、1回とする。

(開札結果表等)

第11条 市長は市発注工事等の契約について、入札の方法により締結した場合は開札結果表を、随意契約の方法により締結した場合は見積結果表を作成する。

2 第6条第4項の規定は、開札結果表又は見積結果表を公表する場合について準用する。ただし、ホームページで公表する場合にあっては、落札結果又は見積結果のみを公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、随意契約を締結しようとする場合で、契約規則第20条第1項ただし書若しくは第21条の規定に該当するとき、又は第22条に規定する手続きにより契約を締結するときは、見積結果表を公表しないことができる。

4 第2項の規定にかかわらず、公正又は円滑な契約事務の執行に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認める場合にあっては、開札結果表等を公表しないことができる。

(共同企業体)

第12条 市長は、共同企業体を入札に参加させてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第13条 一般競争入札又は指名競争入札を執行する場合若しくは随意契約の見積書を徴収する場合において、あらかじめ契約保証金に係る条件を付すときは、別表第3に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に入札公告等を行う案件について適用し、同日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条の 2 関係）

| 1 ISO9001 認証取得 | |
|-----------------|---|
| 点数 | 10 点 |
| 要件 | <p>建設工事入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所が、JIS Q9001（ISO9001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。</p> |
| 提出書類 | 必要（入札参加資格申請において提出されていけばよい。） |
| 確認方法 | <p>登録を希望する営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を市に提出する。</p> |
| 関係する連絡先 | — |
| 2 ISO14001 認証取得 | |
| 点数 | 10 点 |
| 要件 | <p>建設工事入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所が、JIS Q14001（ISO14001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。</p> |
| 提出書類 | 必要（入札参加資格申請において提出されていけばよい。） |
| 確認方法 | <p>登録を希望する営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を市に提出する。</p> |
| 関係する連絡先 | — |
| 3 障害者雇用 | |
| 点数 | 10 点 |
| 要件 | <p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という）の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める時点において、対象障害者である労働者（以下「障害者」という。）の雇用義務を達成し、又は報告義務を有しない者が、建設工事入札参加資格審査等申請時に、障害者を雇用していること。</p> <p>注）「法定雇用障害者数」は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項に定めるところによる。</p> |
| 提出書類 | 必要（入札参加資格申請において提出されていけばよい。） |

| | |
|---|--|
| 確認方法 | |
| 次のいずれかの方法により確認する。 | |
| 1 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項の規定により対象障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者は、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）の写しを市に提出する。 | |
| 2 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項の規定による対象障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有しない者は、建設工事入札参加資格審査申請書に障害者の雇用人数を記載すること。 | |
| 関係する連絡先 | — |
| 4 市と災害に関する協定を締結 | |
| 点数 | 10 点 |
| 要件 市と災害に関する協定を締結している団体の構成員であること。 | |
| 提出書類 | 必要（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。） |
| 確認方法 提出のあった書類により確認 | |
| 関係する連絡先 | — |
| 5 県と災害に関する協定を締結（No. 4との重複は無し） | |
| 点数 | 5 点 |
| 要件 県と「災害時における応急対策業務に関する協定」、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」又は「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」を締結している団体に加入している事業者。 | |
| 提出書類 | 必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。）） |
| 確認方法 提出のあった書類により確認 | |
| 関係する連絡先 | — |
| 6 協定等に基づく要請による出動 | |
| 点数 | 10～30 点 |
| 要件 災害発生時に、4 に基づく要請を受けて出動したこと。（待機のみであった場合も含む。） | |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 | |

| | |
|---|-----------------|
| 関係する連絡先 | 都市安全部危機管理室総合防災課 |
| 7 若年技術職員の人数 | |
| 点数 | 5点 |
| 要件 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計額の15%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき | |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 市において経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認 | |
| 関係する連絡先 | — |
| 8 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の割合 | |
| 点数 | 5点 |
| 要件 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき | |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 市において経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認 | |
| 関係する連絡先 | — |
| 9 その他・地域貢献 (1) 防災訓練参加事業者 | |
| 点数 | 2.5点 |
| 要件 市の総合防災訓練に会社として参加したと、本市の総合防災課が認定した事業者 | |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 | |
| 関係する連絡先 | 都市安全部危機管理室総合防災課 |
| 9 その他・地域貢献 (2) 消防サポート隊協力事業所又は消防団員を雇用 | |
| 点数 | 2.5点 |
| 要件 消防サポート隊協力事業所又は消防団員（宝塚市民に限る）を雇用している事業者 | |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 | |
| 関係する連絡先 | 消防本部総務課 |

| | |
|--|--|
| 9 その他・地域貢献 (3) 「環境都市宝塚推進市民会議」に加入 | |
| 点数 | 2. 5点 |
| 要件 | 「環境都市宝塚推進市民会議」に加入していると環境政策課が認めた事業者 |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 | 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 |
| 関係する連絡先 | 環境部環境室環境政策課 |
| 9 その他・地域貢献 (4) 市の環境教育や市の環境学習イベント等への参画 | |
| 点数 | 2. 5点 |
| 要件 | 市の環境教育や環境学習イベント等へ参画したと環境政策課が認めた事業者 |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 | 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 |
| 関係する連絡先 | 環境部環境室環境政策課 |
| 9 その他・地域貢献 (5) 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結 | |
| 点数 | 2. 5点 |
| 要件 | 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結事業者 |
| 提出書類 | 必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。）） |
| 確認方法 | 提出のあった書類により確認 |
| 関係する連絡先 | — |
| 9 その他・地域貢献 (6) 兵庫県子育て応援協定締結 | |
| 点数 | 2. 5点 |
| 要件 | 兵庫県子育て応援協定締結事業者 |
| 提出書類 | 必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。）） |
| 確認方法 | 提出のあった書類により確認 |
| 関係する連絡先 | — |
| 9 その他・地域貢献 (7) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録 | |
| 点数 | 2. 5点 |
| 要件 | |

| | |
|---|---|
| 神戸保護観察所に協力雇用主として登録している事業者 | |
| 提出書類 | 必要（協力雇用主であることが確認できる書類の写し（様式第2号）） |
| 確認方法 提出のあった書類により確認 | |
| 関係する連絡先 | － |
| 9 その他・地域貢献（8）保護観察対象者等を雇用 | |
| 点数 | 2.5点 |
| 要件 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した上で、保護観察対象者等を雇用している事業者 | |
| 提出書類 | 必要（保護観察対象者等を雇用していることが確認できる書類の写し（様式第3号）） |
| 確認方法 提出のあった書類により確認 | |
| 関係する連絡先 | － |
| 10 指名停止 | |
| 点数 | －10点 |
| 要件 市から6か月以上の指名停止措置を受けたこと。 | |
| 提出書類 | 不要 |
| 確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 | |
| 関係する連絡先 | － |

年 月 日

宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観数値加算認定申請書

宝塚市長 あて
宝塚市公営企業管理者 あて

申請者

住所 _____
名称 _____
代表者 _____

次の項目について、必要書類を添付のうえ主観数値の加算を申請します。

1 申請する項目

| 項目 | 点数 | 申請項目 | 備考 |
|--|-----------|------|-----------------|
| 1 ISO9001 認証取得 | 10点 | | |
| 2 ISO14001 認証取得、又は、エコアクション 21 認証取得 | 10点 | | |
| 3 障害者雇用（報告義務達成、又は、報告義務なし&1人以上雇用） | 10点 | | |
| 4 市と災害に関する協定を締結 | 10点 | | |
| 5 県と災害に関する協定を締結（No4 と重複加算はなし） | 5点 | | No.4 との重複加算はしない |
| 6 過去2年間において、水防等活動業務に関する協定等に基づく要請を受け出動した場合（前の業者登録期間の出動回数×10点で最大30点まで） | 最大 30点 | | |
| 7 若年技術職員の人数が技術職員人数の15%以上 | 5点 | | |

| | | | | |
|----|-----------------------------------|-------------|--|--|
| 8 | 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員が1%以上 | 5点 | | |
| 9 | その他・地域貢献(各2.5点で最大20点まで(端数は切り上げ)) | 2.5～ 20点 | | |
| | ① 市の総合防災訓練参加事業者 | 2.5点 | | |
| | ② 消防サポート隊協力事業所又は消防団員を雇用している事業者 | 2.5点 | | |
| | ③ 「環境都市宝塚推進市民会議」に加入している事業者 | 2.5点 | | |
| | ④ 市の環境教育や市の環境学習イベント等への参画した事業者 | 2.5点 | | |
| | ⑤ 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結事業者 | 2.5点 | | |
| | ⑥ 兵庫県子育て応援協定締結事業者 | 2.5点 | | |
| | ⑦ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録 | 2.5点 | | |
| | ⑧ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録したうえで、3か月以上雇用 | 2.5点 | | |
| 10 | 過去2年間に於いて6月以上の指名停止を受けた場合 | -10点 | | |

2 提出に当たっての注意事項

- (1) 主観数値の加算申請ができる方は、建設工事の登録業者で、宝塚市内に本社・本店を置く方に限ります。
- (2) 申請する内容の申請項目欄に○印を付けてください。
- (3) 「9⑦協力雇用主としての登録」又は「9⑧保護観察対象者等を雇用」については、「様式第2号 協力雇用主の登録に関する証明書」又は「様式第3号 保護観察対象者等雇用に関する証明書」を作成の上、神戸保護観察所で証明書を発行してもらってください。
- (4) (3)以外の申請においては、入札参加資格申請用の添付書類にて確認します。
- (5) 主観数値の加算期間は、入札参加資格の有効期間となります。入札参加資格を更新する際は、主観数値の加算についても改めて申請してください。

(様式第2号) 宝塚市

| |
|---------------------|
| 商号又は名称 (必ず記入してください) |
| |

協力雇用主の登録に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者

当社（私）が、神戸保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

以上

申請者について、神戸保護観察所は以下のことについて証明します。

- ・申請者が神戸保護観察所に協力雇用主として登録していること

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印

(様式第3号) 宝塚市

| |
|---------------------|
| 商号又は名称 (必ず記入してください) |
| |

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申請者

所在地
商号又は名称
代表者

当社（私）が下記の期間に保護観察対象者等を雇用したことを証明願います。

記

雇用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

注：「保護観察対象者等」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者並びにそれぞれの対象者でなくなった日から1年を経過しない者をいう。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等）

上記のとおり申請者が、上記の期間、保護観察対象者等を雇用したことに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印

別表第2（第4条関係）

| 予定価格 | | 指名業者数 |
|-------------|-------------|-------|
| 50万円以上 | 500万円未満 | 5 |
| 500万円以上 | 2,000万円未満 | 6 |
| 2,000万円以上 | 5,000万円未満 | 7 |
| 5,000万円以上 | 9,000万円未満 | 8 |
| 9,000万円以上 | 1億5,000万円未満 | 10 |
| 1億5,000万円以上 | 10億円未満 | 12 |
| 10億円以上 | | 15 |

別表第3（第13条関係）

| | | | | |
|----------|---|--|---|------------------|
| 契約の種類 | 工事請負契約、製造の請負契約並びに工事請負契約に係る設計、監理、測量及び調査の委託契約 | 清掃、警備、保守等の委託契約 | 調査、試験、研究、行事、事務等の委託契約 | 物品の購入契約及び賃貸借契約 |
| 契約保証金の預託 | 契約金額の100分の10以上の契約保証金の預託 | 原則として契約保証金の預託の免除。ただし、設計金額50万円以上の場合で、業務内容が工事の請負に類する内容である場合にあつては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を預託するものとする。 | 原則として契約保証金の預託の免除。ただし、コンサル業務に類する内容である場合にあつては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を預託するものとする。 | 原則として契約保証金の預託の免除 |

（備考）

- 1 契約保証金の預託については、契約保証金の金額以上の履行保証保険への加入又は宝塚市契約規則第30条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができる。
- 2 委託契約について、市が行政的立場から育成をしなければならない団体である業者にあつては、契約保証金を免除する。
- 3 単価契約については、契約保証金を免除する。